

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年10月文京区条例第39号）の一部を改正する。

2 新旧対照表

改正後（案）		現行	
一条～第四条（略）		第一条～第四条（略）	
別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
機関	事務	機関	事務
一から十まで（略）		一から十まで（略）	
十一 区長	文京区施設等利用費の支給及び認可外保育施設保護者負担軽減補助金交付要綱（二〇一九文子幼第三千五百五号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	（新 設）	（新設）
十二 区長	文京区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱（二〇一九文子幼第五千五百六十四号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	（新 設）	（新設）
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
機関	事務	特定個人情報	
一から十一まで（略）		一から十一まで（略）	
十二 区長	文京区施設等利用費の支給及び認可外保育施設保護者負担軽減補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	

別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
一から十一まで（略）			一から十一まで（略）		
（新 設）	（新設）	（新設）	（新 設）	（新設）	（新設）

<u>十三</u> <u>区長</u>	<u>文京区私立幼稚園等</u> <u>園児保護者負担軽減</u> <u>補助金交付要綱によ</u> <u>る補助金の交付に関</u> <u>する事務であって規</u> <u>則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情</u> <u>報又は地方税</u> <u>関係情報であ</u> <u>って規則で定</u> <u>めるもの</u>	<u>(新</u> <u>設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>					